

倉情・個審第153号

平成22年7月9日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土屋 宏

平成22年3月9日付け倉市教教総第83号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成22年2月18日付け倉市教教総第78号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第 1 審査会の結論

実施機関の行った不開示決定の処分は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成 22 年 2 月 3 日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第 6 条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「市立中、小、幼の職員の交通事故・違反に基づく分限・懲戒処分（書）で保有中のものすべて」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「処分起案書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、「個人に関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、また、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。」として公開条例第 7 条第 2 号を適用し、また、「人事管理に係る事務に関する情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」として公開条例第 7 条第 7 号エを適用して不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 22 年 2 月 18 日付け倉市教教総第 78 号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 22 年 3 月 5 日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 22 年 3 月 9 日付け倉市教教総第 83 号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
 - (1) 公務員の分限・懲戒処分に関するもので、公務員は基本的人権が制限されており、一般私人とは異なる。市民の知る権利が保障されないと、公務員の選定・罷免の権利

の行使ができなくなり、素行、倫理違反・触法の存在が不明となる。

(2) 任命権者と非違行為実行職員間の信頼関係は既に損なわれている。将来の処分関係事務の公正かつ円滑な執行に支障が生ずることは考えられるが、市民と教育公務員間の信頼関係は、任命権者と職員間のものより重要視されるべきものである。

(3) 非違行為の内容のみから個人が特定されることは、開示請求によらずとも通常社会でもあり得る現象であり、個人情報を除いて単に非違行為自体のみの開示で公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。非違行為の開示をしてほしい。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

処分起案書は人事管理に係る行政文書であり、懲戒処分の量定等を決定するため、職員の職、氏名、非違行為の詳細な内容や処分理由等が記載されている。

これらは職員の不利益処分に関する情報であり、公にされることにより、任命権者と職員間の信頼関係が損なわれることはもとより、被処分職員以外の関係者との信頼関係をも損なうことが懸念され、将来の処分関係事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生ずることは明らかである。

また、処分起案書に記載された職員の職、氏名、非違行為の内容、処分理由などの情報は、当該職員に関する個人情報として一体的な性格を有しており、仮に職、氏名など直接個人を特定できる情報を分離して残った部分を開示したとしても、非違行為の内容等から個人が特定されるおそれがある。

以上のことから処分起案書に記載された情報は、公にすることにより、公開条例第7条第2号に規定する「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」に該当するとともに、公開条例第7条第7号エに規定する「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると判断し、不開示の決定をしたものである。

なお、懲戒、分限処分を行った場合の公表については「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱（平成17年4月1日施行）」に基づき実施している。

第5 審査会の認定事実

処分起案書は懲戒処分の量定等を決定するため、職員の職、氏名、非違行為の詳細な内容や処分理由等が記載されている人事管理に係る行政文書である。

第 6 審査会の判断

処分起案書については、懲戒処分の量定等を決定するための情報が記載されたもので、公開条例第 7 条第 7 号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものに該当することは明らかである。

また、記載された情報は、一職員個人に関する情報でそれぞれの項目が相互に関連し一体性を有する密接不可分なものとなっており、全体として個人に関する情報であって、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められる。

したがって、実施機関が公開条例第 7 条第 2 号及び第 7 号エを適用して行った不開示決定の処分は相当である。

第 7 結 論

以上の理由により、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3月 9日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成22年 3月18日	第1回目審議
平成22年 5月14日	第2回目審議
平成22年 6月25日	第3回目審議
平成22年 7月 9日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 土 屋 宏	弁 護 士
副会長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
吾 妻 聡	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授